

都留市告示第 96 号

地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおりに実施する。

令和 8 年 4 月 1 日

都留市長 日向美徳

記

縦覧期間 令和 8 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの
(ただし、土・日曜日及び国民の祝日の閉庁日を除く)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(ただし、水曜日については午後 7 時まで)

場所 都留市上谷一丁目 1 番 1 号
都留市役所 市民部 税務課